

下野市景観計画と下野市景観審議会の概要

1. 下野市景観計画と下野市景観条例について

日付	内容
令和4年2月 1日	下野市景観計画 告示
令和4年3月23日	下野市景観条例 公布
令和4年7月 1日	下野市景観計画及び下野市景観条例 施行 (行為の届出対象は7月31日以降の着工分のもの)

※計画策定までの流れは計画書 P101 を参照

2. 下野市景観審議会の役割

市長の諮問に応じ、次の景観形成に関する事項を調査審議します。

- (1) 景観計画変更
- (2) 景観形成重点区域の指定
- (3) 景観形成基準に適合しない届出行為について、市長が助言、指導しても解消せず、
市長が勧告するとき、変更命令を出すとき
- (4) 市長が勧告に従わない者を公表しようとするとき
- (5) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定、景観重要建造物・景観重要樹木の管理協定
締結
- (6) その他景観形成の推進に関し必要な事項